

# 朝日町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

朝 日 町

# 目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
第2章 町行動計画の作成と感染症危機対応	3
第1節 町行動計画の作成	3
第2節 町行動計画改定の目的	4
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	5
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	7
第3節 さまざまな感染症に幅広く対応できるシナリオ	9
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	11
第5節 対策推進のための役割分担	14
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	17
第3章 町行動計画の実行性を確保するための取組等	18
第1節 町行動計画等の実行性確保	18
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	19
第1章 実施体制	19
第1節 準備期	19
第2節 初動期	20
第3節 対応期	22
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	23
第1節 準備期	23

第2節 初動期	25
第3節 対応期	27
第3章 まん延防止	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	29
第3節 対応期	30
第4章 ワクチン	31
第1節 準備期	31
第2節 初動期	35
第3節 対応期	37
第5章 医療	40
第1節 準備期	40
第2節 初動期	41
第3節 対応期	42
第6章 保健	43
第1節 準備期	43
第2節 初動期	45
第3節 対応期	46
第7章 物資	47
第1節 準備期	47
第2節 初動期	48
第3節 対応期	48
第8章 町民生活及び町民経済の安定の確保	49
第1節 準備期	49
第2節 初動期	51
第3節 対応期	52

## 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

#### 第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2（2020）年以降新型コロナウイルス感染症<sup>1</sup>が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興感染症<sup>2</sup>等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることをあらためて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物および環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ<sup>3</sup>の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなるまたは効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

<sup>1</sup> 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2（2020）年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

<sup>2</sup> かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症を指す（三重県感染症予防計画における定義（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症）とは異なる。）。

<sup>3</sup> 人間および動物の健康ならびに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性<sup>4</sup>の高さによっては、社会的影響が大きくなる可能性があり、これらの感染症が発生した場合には、危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性<sup>5</sup>が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症および新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国や地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務のほか、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置<sup>6</sup>（以下「まん延防止等重点措置」という。）、新型インフルエンザ等緊急事態措置<sup>7</sup>（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置について定めたものであり、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる感染症（以下「新型インフルエンザ等<sup>8</sup>」という。）は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活および国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症であり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症<sup>9</sup>
- ② 指定感染症<sup>10</sup>（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症<sup>11</sup>（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）を指す。

<sup>4</sup> 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本計画においては、わかりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度および感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

<sup>5</sup> 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本計画においては、わかりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質および病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

<sup>6</sup> 特措法第31条の6第1項

<sup>7</sup> 特措法第32条第1項

<sup>8</sup> 特措法第2条第1号。なお、本計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等が発生した旨の公表（感染症法上の位置付け）が行われるまでの間においても、本用語を用いている。

<sup>9</sup> 感染症法第6条第7項

<sup>10</sup> 感染症法第6条第8項

<sup>11</sup> 感染症法第6条第9項

## 第2章 町行動計画の作成と感染症危機対応

### 第1節 町行動計画の作成

本町では、新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応を受けて制定された特措法や「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という）」、平成25（2013）年11月に策定された「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）」を踏まえ、平成26（2014）年11月に「朝日町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。町行動計画では、政府行動計画が示す新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国、県が実施する措置等を踏まえ、町が実施する新型インフルエンザ等対策の基本的な方針等を示すものである。なお、本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等<sup>12</sup>以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。また、町は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や、新型インフルエンザ等に係る対策の経験や訓練等を通じた改善、政府、県行動計画の改定内容等を踏まえて定期的な検討を行い、必要があると認める場合は速やかに町行動計画の変更を行うものとする。

---

<sup>12</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

## 第2節 町行動計画改定の目的

町行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

政府行動計画の改定に先立ち実施された「新型インフルエンザ等対策推進会議<sup>13</sup>（以下「推進会議」という。）」においては、新型コロナウイルス感染症への対応の振り返りや課題の整理<sup>14</sup>が実施され、主な課題として

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

の3点が挙げられた。

感染症危機は、繰り返し発生し得るものであることから、新型コロナウイルス感染症への対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うにあたり、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会をめざすことが必要である。

こうした社会をめざすためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 国民生活および社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現することができるよう、町行動計画を全面改定するものである。

---

<sup>13</sup> 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議。

<sup>14</sup> 推進会議において、令和5(2023)年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として取りまとめられた。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

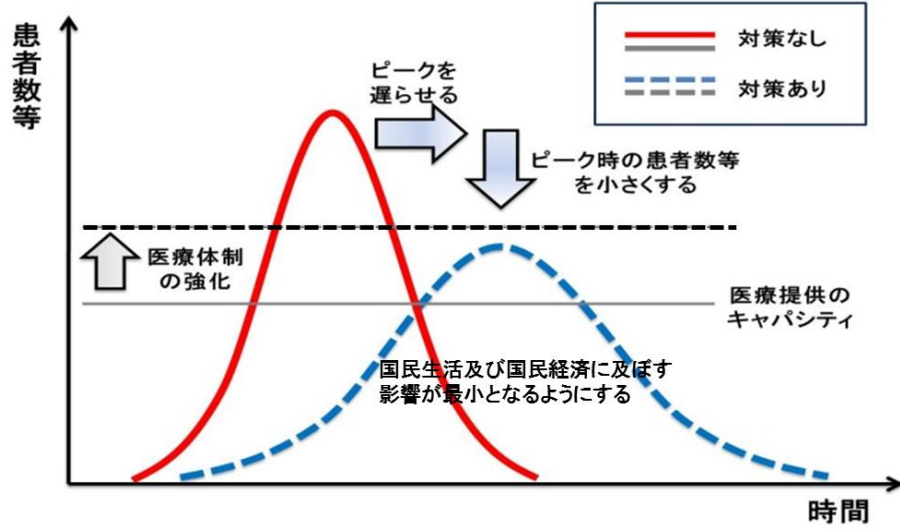
#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、国外において新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命および健康、町民生活および町民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に集中した場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある<sup>15</sup>。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護する。
  - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
  - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 町民生活および町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活および社会経済活動への影響を軽減する。
  - ・町民生活および町民経済の安定を確保する。
  - ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
  - ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務または町民生活および町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<sup>15</sup> 特措法第1条

対策の効果（概念図）



## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等のパンデミックの経験等を踏まえ、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。このため、令和6（2024）年7月に改定された政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、さまざまな状況で対応できるよう、あらかじめ対策の選択肢を示すものである。

町行動計画においても同様の観点から、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、バランスの取れた戦略を目指す。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、3つの対応時期（準備期、初動期及び対応期）による一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性<sup>16</sup>等）、流行の状況、地域の実情、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性および対策そのものが町民生活および町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し、本町における対応方針（以下、「町方針」という。）として決定する。

### （1）準備期

- 発生前の段階では、町内における医療提供体制の整備や町民等に対する啓発や町および企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

### （2）初動期

- 県内外で発生、またはその疑いがある場合には、必要に応じて関係会議への出席、開催により、情報共有等を行う。なお、当該感染症が国外にて発生した場合は、水際対策<sup>17</sup>として、国を中心に検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることとなる。町は、これに併せて国、県、医療機関等と連携し、必要な防疫措置等に取り組む。

### （3）対応期

対応期については、以下の時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

<sup>16</sup> 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性または抵抗性）をいう。

<sup>17</sup> 水際対策は、あくまでも国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるものであり、病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。

- 町内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性によっては不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、国、県、町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活および町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなるなどさまざまな事態が生じることが想定される。従って、事前の想定どおりとならないことも念頭に置きつつ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 町内の実情等に応じて、県及び関係機関と協議の上、柔軟に対策を講じ、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

町民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町および指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。特に、新型インフルエンザ等対策においては、日頃からの手洗いやマスクの着用などの咳エチケット等の対策が基本となるほか、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

### 第3節 さまざまな感染症に幅広く対応できるシナリオ

#### (1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化およびこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定にあたっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組」において、具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前対応に関する事項（準備期）と、発生後の対応に関する事項（初動期および対応期）に大きく分けた構成とする。

#### (2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期および対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

##### ○ 初動期

感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部及び県対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

##### ○ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期

政府、県対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国にお

ける感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する）。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のよう

- 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期  
感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。
- 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期  
ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。
- 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期  
最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること、または、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。  
この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。  
特に、対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大まかな分類に応じた対策を定めるにあたっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。  
また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。  
さらに、こどもや高齢者など特定のグループが感染・重症化しやすい場合には、準備や介入のあり方も変化することに留意しつつ対策を定める。

#### 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

県、市町または指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、県行動計画及びそれぞれの行動計画または業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

##### （1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

##### （ア）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

##### （イ）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含めさまざまなシナリオを想定し、早期に初発事例を把握できるよう、探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

##### （ウ）関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

##### （エ）医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション<sup>18</sup>等について平時からの取組を進める。

##### （オ）負担軽減や情報の有効活用、国と県及び市町の連携等のためのDXの推進や人材育成等

医療機関や保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と県及び市町の連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国と県及び市町との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

##### （2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活および社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的および社

<sup>18</sup> リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命および健康の保護と町民生活および社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

（ア）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えにあたっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

（イ）医療提供体制と町民生活および社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県、関係機関と連携のうえ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

（ウ）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

（エ）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

（オ）町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策にあたっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめさまざまな場面を活用して普及し、子どもを含めさまざまな年代の町民等の理解を深めるためのわかりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠をわかりやすく発信し、説明する。

（3）基本的人権の尊重

本町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする<sup>19</sup>。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提とし

<sup>19</sup> 特措法第5条

て、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者および町民の生活および経済の安定に寄与する業務に従事する者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

#### (4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

#### (5) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部<sup>20</sup>、町対策本部<sup>21</sup>は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

#### (6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における、高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

#### (7) 感染症危機下の災害対応

町は、関係部局と連携しながら、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を行うほか、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、各医療機関の状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

#### (8) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

---

<sup>20</sup> 特措法第 22 条

<sup>21</sup> 特措法第 34 条

## 第5節 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>22</sup>。また、国はWHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>23</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める<sup>24</sup>。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置づけられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検および改善に努める。

また、国は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）」および閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

### (2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する<sup>25</sup>。

また、県は特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っていることから、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関と医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や医療機関、宿泊施設と検査等措置協定を締結し、検査や宿泊療養に係る体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査および宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

<sup>22</sup> 特措法第3条第1項

<sup>23</sup> 特措法第3条第2項

<sup>24</sup> 特措法第3条第3項

<sup>25</sup> 特措法第3条第4項

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関<sup>26</sup>等で構成される三重県感染症対策連携協議会<sup>27</sup>（以下「連携協議会」という。）等を通じ、三重県感染症予防計画（以下「県予防計画」という。）について協議を行うことが重要である。また、県予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

### （３）本町の役割

本町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する<sup>28</sup>。また、町は、住民に最も近い行政単位であることから、住民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

### （４）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等<sup>29</sup>の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定および連携協議会や各保健所が設置する会議体等を活用した地域の関係機関との連携の構築を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療および通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

### （５）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>30</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

<sup>26</sup> 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、県行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」および「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

<sup>27</sup> 感染症法第10条の2第1項に基づく協議会

<sup>28</sup> 特措法第3条第4項

<sup>29</sup> 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等に曝露（ばくろ）することを防止するための個人用の道具）、その他の物資ならびにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資および資材。

<sup>30</sup> 特措法第3条第5項

#### (6) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める<sup>31</sup>。

#### (7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

県民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>32</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

#### (8) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、日常の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての科学的知見等に基づく情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>33</sup>。

---

<sup>31</sup> 特措法第 4 条第 3 項

<sup>32</sup> 特措法第 4 条第 1 項および第 2 項

<sup>33</sup> 特措法第 4 条第 1 項

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

### (1) 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画の内容も踏まえ、以下の13項目のうち太字の8項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、**新**リスクコミュニケーション
- ⑤ **新**水際対策
- ⑥ **まん延防止**
- ⑦ **新**ワクチン
- ⑧ **医療**
- ⑨ **新**治療薬・治療法
- ⑩ **新**検査
- ⑪ **新**保健
- ⑫ **新**物資
- ⑬ **町民生活及び町民経済の安定の確保**

※対策項目のうち「リスクコミュニケーション」、「水際対策」、「ワクチン」、「治療薬・治療法」、「検査」、「保健」、「物資」は、新たに追加された項目

### 第3章 町行動計画の実効性を確保するための取組等

#### 第1節 町行動計画等の実効性確保

##### (1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

町行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにあたっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。

その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる人材確保等の体制が重要である。

##### (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、町行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持および向上させていくことが不可欠である。新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

##### (3) さまざまな主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」という考えは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。本町は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう働き掛けを行う。

##### (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、町行動計画について、必要な見直しを行うことが重要である。

また、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、政府行動計画をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに町行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じるものとする。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験をもとに町行動計画等の見直しを行う。

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、またはその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成および確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

##### (2) 所要の対応

###### 1-1. 実践的な訓練の実施

本町は、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

###### 1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 本町は特措法の規定に基づき、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者等の意見を聴いたうえで<sup>34</sup>、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の見直しを行う。
- ② 本町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画の見直しを行う。
- ③ 本町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

###### 1-3. 国、県及び市町等の連携の強化

- ① 本町は、国、県、他市町及び指定(地方)公共機関と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 本町は、国、県、他市町及び指定(地方)公共機関と、新型インフルエンザ等の発生に備え、四日市地域救急医療協議会や桑名保健所感染症危機管理ネットワーク会議等を活用し、医師会等の医療関係団体、三河地域における医療機関、消防機関、警察機関、四日市市及び三重郡二町で情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

<sup>34</sup> 特措法第7条第3項および第9項

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等が町内外で発生し、またはその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### (2) 所要の対応

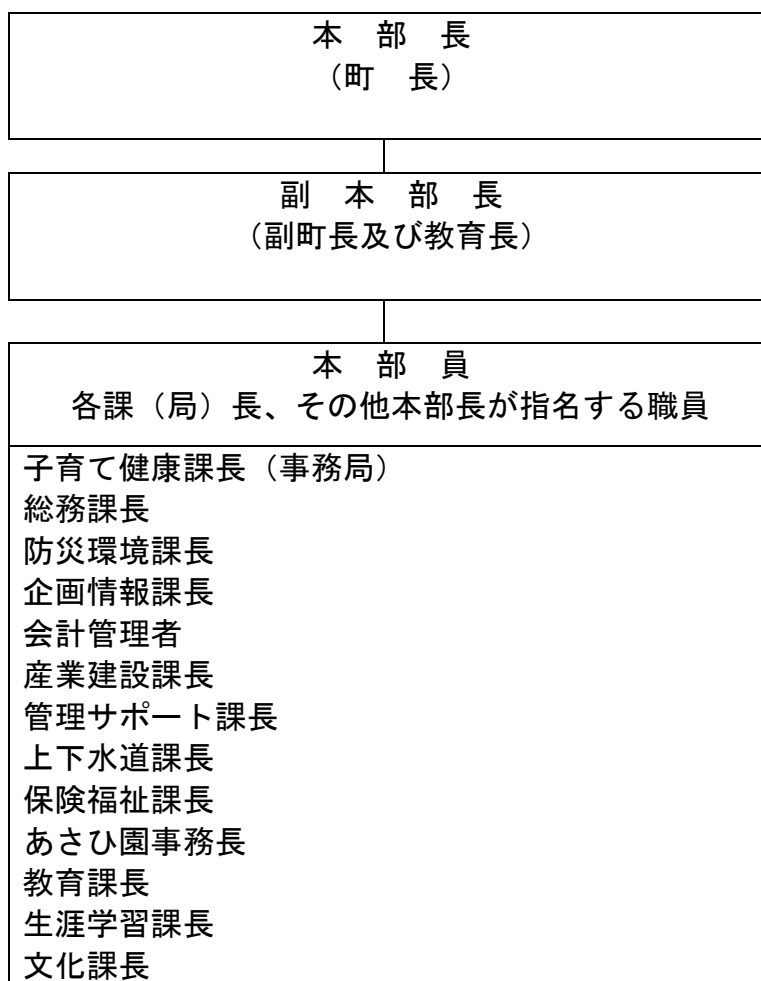
#### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 厚生労働大臣による新型インフルエンザ等が発生した旨の公表（感染症法上の位置付け）が行われ、国が政府対策本部を設置した場合<sup>35</sup>や三重県が三重県対策本部を設置した場合において、本町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、県、四日市市及び三重郡二町と連携して新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 本町は、令和2年以降の新型コロナ対応への経験を踏まえ、必要に応じて、第1節（準備期）1-2に基づき、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

---

<sup>35</sup> 特措法第15条

## 朝日町新型インフルエンザ等対策本部(組織体制)



### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

本町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>36</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について、地方債を発行する<sup>37</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。

<sup>36</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>37</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町は地方債を発行することが可能。

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

初動期に引き続き、町内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策への移行や流行状況の収束を迎えるまでの間は、病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び町民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

#### (2) 所要の対応

##### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

町対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 本町は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、特措法に基づき、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>38</sup>を要請する。
- ② 本町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める<sup>39</sup>。

##### 3-1-2. 必要な財政上の措置

本町は、国からの財政支援<sup>40</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

##### 3-2. 緊急事態措置の適用等について

緊急事態措置の適用の手続等については、以下のとおりとする。

##### 3-2-1. 町対策本部の設置

本町は、緊急事態宣言がなされた場合は、町行動計画に基づき、直ちに、町対策本部を設置する<sup>41</sup>。町は、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、必要に応じ、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

##### 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

##### 3-3-1. 町対策本部の廃止

本町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する<sup>42</sup>。

<sup>38</sup> 特措法第26条の2第1項

<sup>39</sup> 特措法第26条の3第2項

<sup>40</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>41</sup> 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、本町は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

<sup>42</sup> 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、本町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー<sup>43</sup>を高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

###### 1-1-1. 本町における情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、本町の果たす役割は大きい。本町においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、県や他の市町等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、本町による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

###### 1-1-2. 県と本町の間における感染状況等の情報提供・共有について

本町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、本町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けられることがある<sup>44</sup>。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と本町の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておく必要がある<sup>45</sup>。

<sup>43</sup> 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

<sup>44</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条等。

<sup>45</sup> 具体的な手順等については「感染状況等に係る県と市町間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照

### 1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

本町は、平時から四日市市及び三重郡二町と相互に情報の共有、緊密な連携体制を構築し、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

### (2) 所要の対応

本町は、国や県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

#### 2-1. 情報提供・共有について

##### 2-1-1. 本町における情報提供・共有について

本町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、県や他の市町等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

##### 2-1-2. 県と本町の間における感染状況等の情報提供・共有について

本町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

#### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

本町は県、四日市市及び三重郡二町と連携し、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

#### 2-3. 偏見・差別等への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得るほか、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなり得る。このことから、町は、新型インフルエンザ等に係る人権相談窓口の開設のほか、誹謗中傷、プライバシーに関する情報の無断掲示、風評被害が懸念される情報拡散、不当な差別、偏見等の防止に向けて、テレビやラジオ、新聞をはじめとする各種広報媒体や商業施設、学校等において正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけるなど広報啓発活動を行う。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、住民等に周知する。

特に、感染症が発生した際には、医療機関に通院すると感染する可能性があるとし

て、通院を控える事例も想定される。医療機関への風評被害から、定期通院を控えることにより、かえって基礎疾患を悪化させるおそれもあることから、町、医療機関は、適切な受診の実施・継続について住民等への呼びかけを行う。

加えて、科学的根拠が不確かな情報をはじめとする偽・誤情報については、その拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

感染症危機において、町民等が適切に判断や行動ができるようにするため、本町は、リスク情報を共有し、町民等の関心事項等を踏まえ理解促進を図ることが必要である。

本町は、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速かつわかりやすく提供・共有し、町民をリスク低減のパートナーとして適切な行動を促す必要がある。

その際、双方向のコミュニケーションに基づき、個人の感染対策が社会全体の感染拡大防止に寄与すること、また感染者への偏見・差別が感染症対策の妨げにもなることを町民に伝えるとともに、偽情報や誤情報の拡散に対し、科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供することで町民等の不安の解消に努める。

#### (2) 所要の対応

本町は、国・国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）等から提供される最新の科学的知見等に基づき、町（県）内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（科学的知見や判断基準等）、さらに実施主体等を明確にしたうえで、町民及び町内の関係機関に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

##### 3-1. 情報提供・共有について

###### 3-1-1. 本町における情報提供・共有について

本町においては、国及び県の取組に関する留意事項を参考とし、地域の実情を踏まえ、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

###### 3-1-2. 県と本町の間における感染状況等の情報提供・共有について

本町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

##### 3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

本町は、県、四日市市及び三重郡二町と連携し、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

##### 3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

本町は、初動期に引き続き、新型インフルエンザ等に係る人権相談窓口の周知や各種広報媒体等における広報啓発を行う。なお、科学的根拠が不確かな情報をはじめとする偽・誤情報については、拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施にあたり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

本町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 町内でのまん延防止対策の準備

本町は、町内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備をする。

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講じることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

#### (2) 所要の対応

##### 3-1. まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。県や国、JHISによる情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び町民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講じる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、国民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

##### 3-1-1. 基本的な感染対策の実施

本町は、国及び県の要請を受けて、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を求める。

##### 3-1-2. 事業者や学校等における感染対策

- ① 本町は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を求める。
- ② 本町は、施設管理者等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住・利用する施設等における感染対策を強化するよう求める。
- ③ 本町は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底等を求める。
- ④ 本町は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。

##### 3-1-3. 学級閉鎖・休校等の実施

本町は、国及び県から提供される感染症に関する情報を把握し、町内の学校・保育施設等が適切な感染対策を実施できるよう支援する。また、国及び県からの要請を受けて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業<sup>46</sup>（学級閉鎖、学年閉鎖、または休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に協力を求める<sup>47</sup>。

<sup>46</sup> 学校保健安全法第20条。

<sup>47</sup> 保育施設等の学校保健安全法の対象とならない施設についても、感染症の特性や国の方針、学校における対応等を踏まえて、必要に応じて臨時休園等の対応の実施を検討する。

## 第4章 ワクチン<sup>48</sup>

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるよう、ワクチンの円滑な接種を実現するため、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材の準備

本町は、以下の表1を参考に平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備を行う。

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

##### 1-2. ワクチンの供給体制

本町は、ワクチンを供給するに当たり、管内のワクチン配送事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、町内の医療機関と連携し、ワクチン供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

<sup>48</sup> 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

### 1-3. 接種体制の構築

#### 1-3-1. 接種体制

本町は、四日市市、三重郡二町や四日市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めたマニュアル等を随時見直し、接種体制の構築に必要な訓練の検討及び実施する。

#### 1-3-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員については、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制を図ることが求められる。

このため、本町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

- ② 特定接種の対象となり得る職員について、対象者を把握し、国に人数を報告する。

#### 1-3-3. 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 本町は、県や国等の協力を得ながら、町民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

- a 本町は、住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する本町区域内に居住する者全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、接種に必要な資源等を明確にした上で、四日市市、三重郡二町や四日市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行い、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

##### i 接種対象者数

本町は、国の示した優先順位に応じて接種ができるよう、接種対象者を算定しておく。

##### ii 本町の人員体制の確保

本町は、非常時に予防接種に関する担当部署を設置し、専従職員の確保ができるよう調整を行うとともに、集団接種の際には、各集団接種会場に職員が配置できるよう準備を行う。

##### iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

本町は、接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、四日市市及び三重郡二町と連携して、四日市医師会と、接種に携わる医療従事者等の確保に向けて協議を行う。

- iv 接種場所の確保（医療機関、公共施設、学校等）及び運営方法の策定本町は、接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、四日市市及び三重郡二町と連携して、四日市医師会と協議を行いながら、集団接種会場の確保に向けた準備を行う。集団接種会場の候補となる公共施設においては、臨時予防接種等の際には、それを優先し、使用許可の取り消しも踏まえ、平時よりその理解に努めていく。また、集団接種会場の運営に関しては、ワクチン供給の状況(ウ

ワクチン供給が十分な場合、ワクチン供給が限定的な場合など)に準じて対応していくこととし、平時よりその準備を進めていく。

- v 接種に必要な資材等の確保
  - 1-1. ワクチンの接種に必要な資材
    - ※資材確保に伴う予算の確保をする。
- vi 国、県、四日市市及び本町を含めた三重郡三町間や、四日市医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する町民への周知方法の策定
- b 本町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県、四日市市及び三重郡二町と連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 本町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間ワクチン（準備期）が異なることから、四日市市及び三重郡二町と連携し、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、本町は、四日市市及び三重郡二町と連携しながら四日市医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団接種いずれの場合も、四日市医師会や医療機関等との協力の下、接種体制を構築する。
  - d 本町は、接種場所の確保について、四日市市及び三重郡二町と連携し、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、接種の実施に当たる人員や、接種会場の配置を検討する。
- (イ) 本町は、円滑な接種の実施のため、国のシステム対応状況に応じて、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する本町以外の他自治体における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 本町は、速やかに接種できるよう、四日市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### 1-4. 情報提供・共有

##### 1-4-1. 住民への対応

本町は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、町民の理解促進を図り、町民が持つ疑問や不安の解消などに努める。

##### 1-4-2. 本町における対応

本町は、関係部局や四日市医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民や企業などへの情報提供等を県と協力して行う。

##### 1-4-3. 保健衛生部局以外の分野との連携

町保健衛生部局である子育て健康課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び子育て健康課以外の分野との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町教育委員会等との連携を進め、例えば必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。

#### 1-5. DXの推進

国により、予防接種事務のデジタル化が整備された場合、町は以下の対応を行う。

① 本町は、活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

② 本町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

③ 本町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

### (1) 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 接種体制

##### 2-1-1. 接種体制の構築

本町は、四日市市及び三重郡二町と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

##### 2-2. ワクチンの接種に必要な資材の確保

本町は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

#### 2-3. 接種体制

##### 2-3-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する本町は、国、県医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、本町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて四日市医師会等の調整が得られるよう四日市市及び三重郡二町と連携して必要な支援を行う。

##### 2-3-2. 住民接種

- ① 本町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、子育て健康課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を速やかに行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、本町は県と連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については外部委託をするなど業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、本町は四日市市及び三重郡二町と連携し、四日市医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 本町は、接種が円滑に行われるよう、県の協力のもと、地域の実情に応じて、四日市医師会、三重郡二町、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公共施設、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 本町は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県、四日市市及び三重郡二町、四日市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

- ⑦ 本町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を四日市市及び三重郡二町と検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保をする。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、国や県の取り組み状況を注視し、DXの推進を行うよう検討をする。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出をする。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や医療従事者数を算定する。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品や薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ四日市市及び三重郡二町と連携し、四日市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県や地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て本町が準備するが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、四日市医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、四日市市及び三重郡二町と連携し、事前に検討を行う。また、本町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要がある、医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備をする。必要物品としては、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。(表1 予防接種に必要となる可能性がある資材一覧参照)
- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基準を遵守し、町は廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について協議する。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保し要配慮者への対応が可能ないように準備を行う。

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制等に基づき、予防接種を実施する。また、医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

#### (2) 所要の対応

##### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 本町は、国及び県と協力しワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 本町は、国及び県からの要請を受けて、ワクチンについて、本町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。
- ③ 本町は、国及び県からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、県と協力し地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することなく、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

##### 3-2. 接種体制

- ① 本町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

##### 3-2-1. 特定接種

###### 3-2-1-1. 職員に対する特定接種の実施

国が、特定接種を実施することを決定した場合において、本町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### 3-2-2. 住民接種

###### 3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 本町は、国及び県からの要請を受けて、準備期及び初動期に本町において整理・構築した接種体制に基づき、四日市市及び三重郡二町と協力し具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 本町は国の示した接種順位に応じて、予防接種の実施準備を行う。
- ③ 本町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ④ 本町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ⑤ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑥ 医療従事者については、基本的に当該者が勤務する医療機関において接種を行う。また医療機関に入院中の患者や高齢者施設等に入居する者は、担当医師による接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等において接種医師の確保が困難であり、集団接種会場等に出向けない場合については、訪問による接種も検討する。

- ⑦ 本町は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 本町は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、国からの要請に基づき、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 接種勧奨については、国より予防接種事務のデジタル化が整備された場合は、その整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。ただし、システム構築の準備に時間を要する場合やスマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、町のホームページやSNSを活用して周知することとする。なお、システム構築の準備に時間を要する場合や電子的に情報を収集することが困難な方、こどもや高齢者、障がい者等の要援護者に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施するなど、十分配慮したわかりやすい情報提供・共有を行う。

#### 3-2-2-3. 接種体制の拡充

本町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、四日市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-4. 接種記録の管理

本町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国のシステム対応状況に応じてシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

#### 3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は本町となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ③ 本町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

#### 3-4. 情報提供・共有

- ① 本町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

- ② 本町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにするため、本町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

#### 3-4-1. 特定接種に係る対応

本町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報提供を実施する。この実施内容については、四日市市及び三重郡二町と協議のうえ決定する。

#### 3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 本町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は次のような点に留意する。
  - a 接種の目的や優先接種の意義等をわかりやすく伝えることが必要である。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、わかりやすく伝えることが必要である。
  - c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、わかりやすく伝えることが必要である。

## 第5章 医療

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえて、平時において県と連携して、新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修等の実施、保健所が設置する会議等の活用を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 医療提供体制の整備

- ① 本町は、県と医療措置協定を締結している医療機関その他町内・近隣医療機関と、平時からの情報交換、研修や訓練の実施等の医療提供体制の整備・強化について協力して行う。
- ② 本町は、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、必要に応じて、施設整備及び設備整備を行うとともに、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について、定期的な確認を行う。

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合に、感染症危機から町民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。

本町は、国や県、J I H Sより提供・共有された情報や要請をもとに、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前から県や医療機関等と連携し、相談・受診から入院時までの流れを迅速に整備する。また、本町は県と連携し、地域の医療提供体制の確保状況を把握するとともに、町内の医療機関や町民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるなど、適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

### (2) 所要の目的

#### 2-1. 医療体制の確保

- ① 本町は、県と医療措置協定を締結している医療機関その他町内・近隣医療機関の協力を得て、町内における医療提供体制を確保する。
- ② 本町は、県からの依頼を踏まえ、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知を行う。

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全県的かつ急速にまん延し、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、町民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、本町は、国、県等から提供された情報をもとに、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、県や医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。また、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応する。

#### (2) 所要の対応

##### 3-1. 医療提供体制の確保

- ① 本町は、初動期に引き続き、県と医療措置協定を締結している医療機関その他町内・近隣医療機関の協力を得て、町における医療提供体制を確保する。
- ② 本町は、県からの依頼を踏まえ、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について町民等に周知を行う。
- ③ 本町は、町民等に対し、症状が軽微な場合における救急車の利用を控えるなど、救急車の適正利用について周知を行う。

## 第6章 保健

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

本町は、県と連携し、地域の感染症の発生状況や医療体制の状況等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材育成、外部人財の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるようにする。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 研修・訓練等を通じた人材育成および連携体制の構築

###### 1-1-1. さまざまな主体との連携体制の構築

本町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、四日市地域救急医療対策協議会等を活用し、平時から県、四日市市及び三重郡二町、医療機関や医療関係団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、新型インフルエンザ等患者が自宅や宿泊施設<sup>49</sup>で療養する場合には、新型インフルエンザ等患者への食事の提供等<sup>50</sup>が必要となるため、本町は、関係機関と連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

##### 1-2. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション等

- ① 本町は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、町民に対して情報提供・共有を行う。また、町民への情報提供・共有方法や、町民向けのコールセンター等の設置をはじめとした町民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションのあり方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の町民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。
- ② 本町は、感染症情報の共有にあたり、情報の受取手である町民と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、町民が必要とする情報を把握し、さらなる情報提供・共有に生かす方法等を整理する。
- ③ 本町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。
- ④ 本町は、有事において、高齢者、子ども、日本語の理解が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報共有にあたって配慮が必要な者に

<sup>49</sup> 感染症法第44条の3第2項および第50条の2第2項（第44条の9の規定により準用する場合を含む。）に定める宿泊施設をいう。以下同じ。

<sup>50</sup> 感染症法第44条の3第7項、第9項および第10項

対しても、適時適切に情報共有や積極的疫学調査等ができるよう、平時における感染症情報の共有等にあたっては、医療機関と連携し、適切に配慮する。

- ⑤ 本町は、県と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。

## 第2節 初動期

### (1) 目的

初動期は町民が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。県や近隣自治体と連携し、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、町民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 町民への情報発信・共有の開始

本町は、国や県及び町が設置する情報提供・共有のためのホームページ等を通じて町民に情報を提供するとともに、コールセンターを設置して速やかな情報提供・共有を行う。また、双方向的にコミュニケーションを通じて、町民との間でリスク情報その見方、対策の意義を共有する。

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

#### (2) 所要の対応

##### 3-1. 主な対応業務の実施

##### 3-1-1. 有事体制への移行

本町は、県からの協力の依頼<sup>51</sup>があった際は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する情報に対する町民の理解の増進に資するため必要な協力を行う。

##### 3-1-2. 健康観察及び生活支援

- ① 本町は、県（保健所）が実施する健康観察に協力する<sup>52</sup>。
- ② 本町は、県から新型インフルエンザ等患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、民間事業者等とも連携のうえ、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する<sup>53</sup>。なお、協力の際は、県に対し、自宅療養者等への支援を行うにあたって必要となる患者情報等について提供を求める<sup>54</sup>。

##### 3-1-3. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション等

本町は、情報発信等にあたって配慮が必要な者（高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等）のニーズに応えられるよう、県や医療機関と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で、感染症対策等について周知・広報等を行う。

<sup>51</sup> 感染症法第16条第2項

<sup>52</sup> 感染症法第44条の3第9項

<sup>53</sup> 感染症法第44条の3第9項

<sup>54</sup> 感染症法第44条の3第10項および「自宅療養者の個人情報の提供に関する覚書（県と各市町（四日市市（保健所設置市）を除く）が締結）」に基づく提供

## 第7章 物資<sup>55</sup>

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、本町は、感染症対策物資等の備蓄の推進<sup>56</sup>等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等<sup>57</sup>

- ① 本町は、県行動計画、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>58</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年(1961年)法律第223号)第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>59</sup>。

- ② 本町は、本町を管轄する四日市市消防本部が、国及び県からの要請を受けて最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のために必要な個人防護具を備蓄できるよう、予算の確保を行うなど連携して取り組む。

---

<sup>55</sup> 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

<sup>56</sup> 備蓄等にあたっては使用推奨期限等に留意すること。

<sup>57</sup> ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

<sup>58</sup> 特措法第10条

<sup>59</sup> 特措法第11条

## **第2節 初動期**

### **(1) 目的**

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。本町は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

## **第3節 対応期**

### **(1) 目的**

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。本町は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

## 第8章 町民生活及び町民経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。本町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定(地方)公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務継続計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 情報共有体制の整備

本町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

##### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

本町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象者に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

##### 1-3. 物資及び資材の備蓄<sup>60</sup>

- ① 本町は、町行動計画に基づき、第7章第1節(「物資」における準備期)1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>61</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>62</sup>。

- ② 本町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

##### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

本町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続の検討をする。

<sup>60</sup> ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

<sup>61</sup> 特措法第10条

<sup>62</sup> 特措法第11条

#### 1-5. 火葬体制の構築

本町は、四日市市等の近隣自治体と連携し、近隣の火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

## 第2節 初動期

### (1) 目的

本町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 遺体の火葬・安置

本町は、県を通じての国からの要請を受け、近隣の火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

本町は、準備期での対応をもとに、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

#### (2) 所要の対応

##### 3-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

###### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

本町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講じる。

###### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

本町は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

###### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

本町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>63</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

###### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 本町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 本町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 本町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 本町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民の生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118

<sup>63</sup> 特措法第45条第2項

号) その他の法令に基づく措置その他適切な措置を講じる。

### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 本町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ② 本町は、県を通じての国からの要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ あわせて、本町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ④ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、本町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるように努める。
- ⑤ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町等においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、本町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

## 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等

- ① 本町は、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を依頼する。
- ② 指定（地方）公共機関等は、業務計画に基づき、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供ならびに町民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

### 3-2-2. 事業者に対する支援

本町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び地域経済の安定を図るため、事業者向けの相談窓口の設置や対応指針の作成、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じる。

### 3-2-3. 町民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である本町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、県と連携の上、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。